

商品概要説明書

教育ローン（ジャックス）

（2022年4月1日現在）

商品名	教育ローン（ジャックス）
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下(完済時年齢70歳以下)の方。 ○安定・継続した収入の見込める方。 ○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証が受けられる方。 ○借換の場合は、借換対象教育ローンで直近6ヶ月間に返済延滞がない方。 ○その他当組合が定める条件を満たしている方。
対象学校	幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院
資金使途	○次のご資金が対象です。 ①入学、在学中に必要な教育資金 入学金、授業料、家賃、その他生活費（仕送り含む）等 ②支払済み領収書 教育資金として申込受付3ヶ月以内に現金で支払いしたもの ③教育ローンの借換資金 ④その他、当組合が認めた教育資金
借入金額	○10万円以上700万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 医科・歯科・薬科大学または学部の場合は1,000万円以内とします。 ○借換資金の場合は、残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	○6ヶ月以上16年10ヶ月以内（元金据置期間を含みます。）とします。 ○元金据置期間の上限は次のとおりとします。 ①入学前の7ヶ月間以内 ②卒業予定年月までの在学期間以内 ③卒業後の3ヶ月間以内 ※留年、留学等により卒業年月が延びる場合も、元金据置期間の延長はできません。 ※借換資金の場合は、残存償還期間を上限とします。 ○元金据置対象資金は、幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院への入学に必要な資金、および在学期間中に必要な資金とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、当組合所定の方法により見直しを行います。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当組合の融資窓口へお問い合わせ下さい。
借入方式	○証書借入とし、契約者様口座への振込とします。

教育ローン（ジャックス）

必要書類	<p>○新規申込時は、下記の書類が必要となります。</p> <p>①入学に必要な資金の場合 合格通知書、納付書、進学する学校からの入学案内等、進学することが確認できる書類</p> <p>②在学中に必要な資金の場合 学生証、在学証明書、在学していることが確認できる書類</p> <p>③支払済資金の場合は、3ヶ月以内に発行された領収書</p> <p>④借換資金の場合 残存期間および全額繰上返済金額が確認できる書類 直近6ヶ月間の返済遅延がないことを確認できる書類</p>
返済方法	<p>○毎月元利均等返済</p> <p>○毎月元利均等返済とボーナスの併用(但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内)</p> <p>○元金据置返済 据置期間中は毎月利息のみの返済</p>
担保	○不要です。
連帯保証人	<p>○原則として保証人は不要です。</p> <p>但し、株式会社ジャックスの請求により連帯保証人を必要とすることがあります。</p>
保証料	○保証料はお借入利息に含みます。
手数料	<p>○融資貸出時に、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。</p> <p>一律 3,300円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合</p> <p>ア. 固定金利期間中ローン…22,000円</p> <p>イ. 変動金利期間中ローン…11,000円</p> <p>②一部繰上返済の場合…3,300円(償還の都度)</p> <p>(JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は0円)</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は所定の条件変更手数料が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本所(電話:0234-45-1503)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合本所またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)※1 ・第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)※1 ・第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)※1 ・仙台弁護士会紛争解決支援センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)※2 ・山形県弁護士会示談あっせんセンター(JAバンク相談所を通じてのご利用となり

	<p>ます。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) ※2</p> <p>※1「利用者からの直接申し立てを可能としている」弁護士会を選定した場合</p> <p>※2「JAバンク相談所を通じての利用となる」弁護士会を選定した場合</p>
--	--

その他	<p>○お申込みに際しては、当組合および当組合が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当組合の融資窓口までお問い合わせください。</p>
-----	---

JAあまるめ